

議案第53号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 9月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

個人番号カード再交付手数料等を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の2の項の次に次のように加える。

6の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条の規定に基づく通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1件につき	500円	再交付申請のとき。
6の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	1件につき	800円	再交付申請又は再交付のとき。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、別表第1の6の2の項の次に2項を加える改正規定（同表6の4の項に係る部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の6の3の項の規定にかかわらず、平成27年12月31日までの間、通知カード再交付手数料は、無料とする。